

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年6月1日	大虎運輸株式会社(法人番号4122001017032)代表者梶本幸司	大阪府四條畷市田原台2丁目13番1号	奈良支店	奈良県生駒市北田原町1100-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年5月20日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年6月4日	株式会社神戸興業運送(法人番号3140001005551)代表者杣英治	兵庫県神戸市西区玉津町水谷557-10	本社	兵庫県神戸市西区玉津町水谷字大東557-10	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年11月11日に労働局からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	7	7
令和3年6月8日	有限会社マルヒデ・カーゴ・サービス(法人番号8130002031691)代表者秀崎昭夫	京都府八幡市八幡三本橋60番22/ハイツふい<110号室	本社	京都府八幡市八幡三本橋60番22/ハイツふい<110号室	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年10月23日に労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年6月14日	株式会社近興(法人番号3120901000661)代表者武林哲司	大阪府摂津市東別府3-3-6	本社	大阪府摂津市東別府3-3-6	事業停止(7日間) 輸送施設の使用停止(150日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和元年11月13日、同年11月14日、令和2年9月23日及び同年10月13日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)アルコール検知器備え義務違反(安全規則第7条第4項)、(7)(8)点呼の記録違反【記載事項等の不備】及び【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録違反【記録の改ざん・不実記録】(安全規則第9条)、(11)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(12)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(13)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(14)整備不良車両等【不正改造のもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法(以下「車両法」)第40条～43条、第47条)、(15)無車検運行(安全規則第3条の2、車両法第58条第1項)、(16)運行管理者に対する指導及び監督違反(安全規則第22条)	36	36

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年6月14日	有限会社ミナミ物流(法人番号1122002010204)代表者南利男	大阪府東大阪市荒本2丁目18番13号	本社	大阪府東大阪市荒本2丁目18番13号	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年2月25日、同年11月9日及び同年11月18日に関係機関からの情報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)(7)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)(9)運行記録計による記録違反【記録】及び【記録の改ざん・不実記録】(安全規則第9条)、(10)運行指示書【作成】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(11)(12)運転者台帳【作成】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(13)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	8	8
令和3年6月16日	嶋本運輸株式会社(法人番号6130001010839)代表者嶋本勇次郎	京都府京都市南区吉祥院嶋出在家町3-1	本社	京都府京都市南区吉祥院嶋出在家町3-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年3月8日に労働局からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	11	8

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年6月22日	有限会社アイエスディーサービス(法人番号7120102013864)代表者石田誠孝	大阪府羽曳野市河原城678番地	本社	大阪府羽曳野市河原城678-2	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年7月29日及び同年9月15日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	9	9
令和3年6月22日	大和通商株式会社(法人番号3120901016699)代表者栗崎尚之	大阪府高槻市日向町24-1	摂津	大阪府摂津市鶴野4丁目24番6号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0